

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月26日

【会社名】 藤田観光株式会社

【英訳名】 FUJITA KANKO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 山下 信 典

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 03(5981)7700

【事務連絡者氏名】 人事総務本部 総務部長 佐藤 祐 輔

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 03(5981)7700

【事務連絡者氏名】 人事総務本部 総務部長 佐藤 祐 輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
藤田観光株式会社箱根小涌園  
(神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297)

## 1【提出理由】

2026年3月25日開催の当社第93回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年3月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

・普通株式：	1株につき金	70円
	総額	838,860,400円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月26日

#### 第2号議案 定款の一部変更の件

A種優先株式に関する定款の条項（第12条の2乃至9）をすべて削除し、発行可能株式総数に関する定款第6条および単元株式数に関する定款第8条の規定を変更するものであります。

#### 第3号議案 取締役11名の選任の件

取締役に山下信典、小宮泰、岡田哲、吉井出、原田真憲、浅井紀久子、西田計治、家長千恵子、山田政雄、福田祐実、松永安彦の11名を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査役2名の選任の件

監査役に中塩弘、小鷹一志の2名を選任するものであります。

#### 第5号議案 補欠監査役1名の選任の件

補欠の社外監査役に市村陽典を選任するものであります。

#### 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	89,741	118	55	(注) 1	可決 98.2
第2号議案 定款の一部変更の件	89,739	120	55	(注) 2	可決 98.2
第3号議案 取締役11名の選任の件					
山下 信 典	85,326	4,528	58	(注) 3	可決 93.4
小宮 泰	89,052	805	55		可決 97.4
岡田 哲	89,030	827	55		可決 97.4
吉井 出	89,026	831	55		可決 97.4
原田 真 憲	89,037	820	55		可決 97.4
浅井 紀 久 子	89,279	578	55		可決 97.7
西田 計 治	89,346	512	55		可決 97.8
家長 千 恵 子	89,344	514	55		可決 97.8
山田 政 雄	78,591	11,266	55		可決 86.0
福田 祐 実	89,557	302	55		可決 98.0
松永 安 彦	83,067	6,790	55	可決 90.9	
第4号議案 監査役2名の選任の件				(注) 3	
中塩 弘	65,693	24,163	55	(注) 3	可決 71.9
小鷹 一 志	70,380	19,477	55		可決 77.0
第5号議案 補欠監査役1名の選任の件				(注) 3	
市村 陽 典	89,636	223	55	(注) 3	可決 98.1
第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に 対する譲渡制限付株式の割当ての ための報酬決定の件	88,842	1,016	55	(注) 1	可決 97.2

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。